

平成24年第2回紀の川市議会定例会 第6日

平成24年 6月28日(木曜日) 開 議 午前 9時28分
散 会 午前11時20分

◎議事日程(第6号)

- 日程第1 議案第 88号 財産の取得について
議案第 89号 財産の取得について
- 日程第2 議案第 86号 那賀消防組規約の変更に関する協議について
- 日程第3 議案第 87号 和歌山県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
- 日程第4 議案第 85号 紀の川市道路線の認定について
- 日程第5 議案第 84号 平成24年度紀の川市一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第6 請願第 2号 子ども・子育て新システム導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求める請願書
- 日程第7 委員会提出議案第2号 現行保育制度の拡充を求める意見書
- 日程第8 公務員倫理の向上と収賄事件再発防止等特別委員会調査報告について
- 日程第9 議員派遣の件について
- 日程第10 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

◎本日の会議に付した事件

議事日程(第6号)のとおり

○出席議員(23名)

1番 榎本喜之	2番 室谷伊則	4番 川原一泰
5番 吉田隆三郎	6番 阪中晃	7番 松本哲茂
8番 上野健	9番 杉原勲	10番 高田英亮
11番 寺西健次	12番 堂脇光弘	13番 田代範義
14番 石井仁	15番 森田幾久	16番 井沼武彦
17番 今西敏文	18番 竹村広明	19番 岡田勉
20番 坂本康隆	21番 大森道夫	22番 亀岡雅文
23番 村垣正造	24番 西川泰弘	

○欠席議員(1名)

3番 原延治

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中村 慎司	副市長	田村 武
市長公室長	林 信良	企画部長	橋口 順
総務部長	竹中 俊和	市民部長	北林 佳高
地域振興部長	吉田 靖	保健福祉部長	藤戸 敏成
農林商工部長	歌 英樹	建設部長	阪口 政弘
国体対策局長	岩原 晃	水道部長	今井 辰巳
会計管理者	武田 雅明	農業委員会事務局長	立具 秀敏
教育長	松下 裕	教育部長	西田 好宏
総務部財政課長	森本 浩行		

○議会事務局職員

事務局長	永田 博敏	次長兼議事調査課長	藤井 節子
議事調査課課長補佐	岩本 充晃	議事調査課係長	田中 啓吾

（開議 午前 9時28分）

○議長（西川泰弘君） おはようございます。

本日は、委員長報告等も含めまして、議事運営に御協力賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第2回紀の川市議会定例会6日目の会議を開きます。

なお、3番 原 延治議員より通院のため、本日の会議を欠席したい旨の届け出がありましたので、報告いたします。

本日の委員長報告ですが、まず議案第84号 平成24年度紀の川市一般会計補正予算（第1号）についてを除いた付託案件について、各委員長に審査結果の報告を求め、それぞれ議案ごとに質疑、討論、採決を行います。その後、議案第84号について、再度、各委員長にそれぞれ審査結果の報告を求めた後、一括して質疑、討論、採決を行いますので御了承願います。

それでは、これより議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 議案第 88号 財産の取得について
議案第 89号 土地及び建物の取得について

○議長（西川泰弘君） 日程第1、6月25日の本会議で提案説明のあった議案第88号、議案第89号 財産の取得についての2議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております2議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本日直ちに質疑、討論、採決まで行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第88号、議案第89号については、委員会付託を省略し、本日直ちに質疑、討論、採決まで行うことに決しました。

これより順次、質疑、討論、採決を行います。

まず議案第88号 財産の取得についてに対する質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

議案第88号について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

19番 岡田 勉君の発言を許可いたします。

○19番（岡田 勉君）（自席） 議案第88号は、紀の川市行政ネットワーク基本システム構築機器の取得に対する議会の議決を求めるということであります。

この議案を見て一番思ったことは、取得金額が1億2,600万円ということで、かなり大きな買い物をするのになぜ随意契約なのかと一番最初に私は思いました。

そこでお聞きするんですが、地方自治法の施行令の167条の2には「随意契約によることができる場合」ということで、次に掲げる場合とするということで、第1項で1から9号まで示しておりますが、この1から9号までのうちどの部分にこの契約が該当したのか、財産の取得の面が該当したのかということをお聞きしたいと思います。そして、なぜそのようなことからして随意契約となったのかということなんです。その点、お聞きをします。

それから、この間の議案の提案説明のときに、指名型のプロポーザル方式をとったのだという説明がありました。いろいろとプロポーザル方式でやったものが幾つかあると思うんです。

例えば、この新庁舎の建設の設計の委託もそうだったと思います。そのときに、建物の場合であれば環境への配慮をどうするのかとか、またバリアフリーの問題はどうしていくのかという非価格以外の案件、要するに価格以外の案件でどのようなものが適当なのか。どのようなものを審査対象として挙げていくのかということをお聞きしたいと思います。

今回の場合、非価格要件以外にどのような案件を審査対象として、それは何を基準としてその要件を決めたのかということをお聞きしたいと思います。

それから、契約の相手方はそれぞれ案件を出して、価格の問題をはじめ価格以外の案件の問題とかいろいろ要件が合っていたということで、審査会でこの業者にしようということになったと思うんですけども、契約の相手方がどのような案件ですぐれた評価ができたのかという問題、これもお聞きしたいと思います。

それから、議案にもあるように取得価格は今も述べたように1億2,600万円であります。当初予算で計上されていた金額は1億8,022万円でありました。約5,400万円近く行政にとって有利な価格といいますか、安く契約がされようとしているわけなんです。その点で、例えば安くなれば果たしてそのものの専門的なことは詳しくわかりませんが、品質は大丈夫なのかという点、今後保障されていくのか、5年6年なり保証されていくのかという問題と、今後の維持管理に多額の費用を要しないかという問題です。そういう点についてお答えいただきたいと思っております。

○議長（西川泰弘君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

企画部長 橋口 順君。

○企画部長（橋口 順君）（登壇） おはようございます。

岡田議員の質疑に対しての答弁をいたします。

まず、随契の法定根拠ということですので、これは地方自治法第234条の2第2項、また地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の不動産の買入れまたは借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工または納入に使用させるため、必

要な物品の売り払い、その他の契約でその性質または目的が競争入札に適しないものをするときに該当するものでございます。

それから、プロポーザルのほうなんですけども、今回の機器購入につきましては専門性が非常に高く、価格だけでなく技術力、実施体制、実績、また導入後の保守等を総合的に評価し、選定する必要があるために、随意契約の相手方となる候補者を選ぶプロポーザル方式を採用いたしました。内容といたしましては、5項目による提案所の評価点、また4項目におけるプレゼンテーションの評価点で採点を行いました。その結果、検討委員会で定められた最低基準点である点を上回っていたことから、このたびの業者につきましては認定をいたしました。

また、予算額1億8,000万円に対して低いのではないかと御質問ですけども、この予算額につきましてはこのシステムだけでなく、本年度購入する職員用パソコンの購入費4,247万2,000円が含まれてございます。当該基本システム構築機器の購入に係る予算につきましては、1億3,755万円で予算計上させていただいております。

なお、職員用パソコンにつきましては、現在、入札の準備を進めており、9月議会に上程をさせていただく予定となっております。

それから、維持管理等々、今後のことなんですけども、メーカーのサポートは5年間ということになってございます。維持管理費につきましても仮想化技術を取り入れることによりサーバー機器を従来の35台から13台に削減、それにより維持管理費につきましても単年度で2,420万円要っておったんですが、1,860万円と560万円の削減、5年間で2,800万円の削減効果があると見込んでおります。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 再質問ありませんか。

19番 岡田 勉君。

○19番（岡田 勉君）（自席） 予算額からして、この契約金額との差額は今の説明でわかりました。

そこでもうちょっとお聞きしたいのは、指名型のプロポーザル方式をとったんですけれども、今もありましたように5項目の評価点と4項目のプレゼンテーションを行ったというんですけれども。5項目の評価点というのは最初の質疑のときにも言ったように、価格以外の要件だったと思うんです。どういう5つの要件を出してやったのか。今も説明があったように専門性が非常に高いということで、技術の問題とかがいろいろ必要やと、技術力の問題なんかも加味していかなあかんという答弁をされてましたけれども。この5項目の評価点、非価格以外の案件としてどのようなものを挙げられたのか。そして、その中で契約の相手方が要件の中でどのようにすぐれていたのか。それを評価してこの業者が契約の相手方になったのかということ。その点、再度お聞きしたいと思います。

○議長（西川泰弘君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

企画部長 橋口 順君。

○企画部長（橋口 順君）（自席） 評価点ですけども、提案評価点といたしまして、項目に概要、構成、構築体制、運用補修、5項目の中に8つございましてシステム概要、システム構成、機器構成、システム構築体制、保守内容、運用管理、グループウェア、セキュリティ対策と細かく提案書の評価点には分けております。ここで350点ございます。

それから、プレゼンの評価点なんですけども、構成がまとまりやすくなっているか、質問に対して的確に回答しているか、業務に対して提案者の熱意、取り組みの姿勢があるか、本市の要求に対して柔軟な対応が見受けられるか等々、これで200点ございます。合計550点で半分の275点をクリアしておれば認定できると委員会のほうで決定をいただきまして、この結果が出ております。

○議長（西川泰弘君） 再々質問ございませんか。

19番 岡田 勉君。

○19番（岡田 勉君）（自席） 今説明があった案件の中で、契約の相手方がどの部分ですぐれていたのかということです。

○議長（西川泰弘君） 企画部長 橋口 順君。

○企画部長（橋口 順君）（自席） 基準点なんですけども、今述べた詳細の13項目に対して、すべての点で基準点をクリアしておりました。

○議長（西川泰弘君） 最終質問ございますか。

〔岡田議員「なし」という〕

○議長（西川泰弘君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、議案第88号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

それでは議案第88号について採決を行います。

この採決は起立により行います。

お諮りいたします。

議案第88号 財産の取得については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（西川泰弘君） 起立全員であります。

したがって、議案第88号は原案のとおり可決いたしました。

○議長（西川泰弘君） 次に、議案第89号 財産の取得についてに対する質疑、討論、採決を行います。

まず、質疑を行います。

議案第89号については質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

20番 坂本康隆君の発言を許可いたします。

○20番（坂本康隆君）（自席） 議案第89号の排水ポンプ車購入についての説明をお尋ねをいたしたいと思います。

まず、以前から購入するというお話を聞いて、皆さんに御報告があったんですけども、詳しい内容等についてはもう一つわかりかねるところがございますので、購入の経緯と購入してから今後、ポンプ車の効率的な使用あるいは利用をどう考えているのかお尋ねをしたいと思います。

その中で、購入の2台、一般競争入札で7,276万5,000円という購入価格を掲示していただいておりますけれども、1台1台の20立方メートルの排水ポンプと10立方メートルの排水ポンプとの価格を教えてください。それについて、定価はどれくらいのものかということも合わせてお願いしたいと思います。

次に、せっかく買った購入車の操作・運転、そういうことについてだれか専門的に操作ができる資格を持った方がおられるのか。この点もいろいろと大型免許が必要やとかまたクレーンの操作、あるいは玉掛けとかそういうことの資格とか講習とか、そういうことの有資格者の方が職員の中におられるのか。そして、どこの部署が、農林商工部で管理していくのか、また総務課のほうで、消防のほうで管理していくのか、その点もお聞きをしたいと思います。

そしてまた、保管場所というんですか車庫をどこへ待機して、常駐させておくのか。できたら災害がなくて使わないほうがいいんですけども、長い期間の間にバッテリーが上がったり、いろいろ車の調整とか点検をどのぐらいの期間でしていくのか。以前に、排水ポンプをここの9月ごろと聞いておるんですけども、9月ごろに間に合うのか、納期の期限、それと使用開始はいつごろか、その点も説明をお願いしたいと思います。

最後に指名競争入札なんですけども、これもどのぐらいの業者が競争入札に参加したのか、なぜクボタという1社に決まったのか、入札の状況も御説明をいただきたいと思いますので、御答弁をお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

農林商工部長 歌 英樹君。

○農林商工部長（歌 英樹君）（登壇） おはようございます。

ただいま、坂本議員から排水ポンプ車2台の財産の取得についての質疑に対して、農林商工部対応の部分について御答弁をさせていただきます。

まず最初に、排水ポンプの購入の経緯についてでございますが、皆さんも御存じのとおり、台風12号の豪雨、それから先般の豪雨等、紀の川市におきましては、特にため池で平成20年に桃山町調月の桜池、松池、この2つのため池が決壊寸前に至る状況に陥りました。国交省からも応援をいただく中で排水をしたと。その間、市民の方には避難をしていただいたという状況もありまして、そのような状況の中から、今回、国の補助もいただ

きながら何とか、完璧なものでございせんけども、排水ポンプ車を購入する中で、安全で安心していただけるような対応をしてまいりたいという経過から、私どものほうで購入をした状況となっております。

まず、2台を購入しておりますが、その内容について説明をさせていただきます。

お手元にお持ちの追加議案書を見ていただきたいと思います。

追加議案書の資料に添付しております5ページをごらんいただきたいと思います。

この車両につきましては、発動発電機1台、操作制御盤1台、排水ポンプ4台、それから口径200ミリメートル排水ホース、いわゆる25m巻き8本、それと水中ポンプを浮かしますフロート4個、それからバルーン型になっております照明機器などがトラックに制御されたいわゆる車両固定型装置となっております。

排水能力につきましては、水中モーターポンプ、全揚程10mの状況時で4台を並列で使用した場合、毎分20立方メートルの機能が発揮でき、また水位が低い場所、例えば全揚程20mであればポンプ2台を直列に接続することも可能となります。この場合、排水能力につきましては毎分10立方メートルとなります。

購入価格につきましては、4,044万6,000円となっております。

次に、資料の6ページをごらんいただきたいと思います。

この車両につきましては、2.95トン吊りのクレーンつきトラックに排水ポンプ2台、それと口径200ミリメートルの排水ホース20m巻き4本などの必要機材を合わせて格納するパッケージがございます。格納されたパッケージと発動発電機を個々に搭載する車両となっております。

したがって、トラックのみの運行も可能であり、災害時などにおいては他の緊急機材の運搬車両として活用できるほか、あらゆる場面での利用も期待できると考えてございます。それから、ポンプの排水能力につきましては、毎分10立方メートルでございます。トラックと格納パッケージ、発動発電機を含めた購入価格は3,231万9,000円となっております。

それから、原価というお話がありましたので、2つ合わせた全体価格につきましては8,085万円です。それで、今回の契約の金額7,276万5,000円となっております。

次に、2点目の操作資格、免許の有無について御説明申し上げます。

車両運転につきましては、車両の総量が8トンとなっております。したがって、中型普通免許が必要となります。また、クレーンの運転につきましては、排水ポンプパッケージと発動発電機の積みおろしが必要となることから、運転者は運転のための技能講習終了書を取得することが必要となります。さらに2.95トン吊りのクレーンを使用します。したがって、玉掛けのための技能講習終了書を取得することが必要となります。

次に、納入期限につきましては、平成24年9月28日までと定めております。使用開始の時期も同様と考えてございます。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） おはようございます。

まず、保管場所、それから管理担当課、定期点検についてお答えさせていただきます。

排水ポンプ車の保管場所につきましては、新庁舎建設中の期間は貴志川分庁舎、桃山分庁舎の車庫に保管し、新庁舎の全施設完成後は新庁舎への保管を検討しております。

それから、排水ポンプ車の管理担当課につきましては、車両等の維持管理については公用車管理の一環として管財課で行う予定でございます。

また、水防活動時につきましては、危機管理消防課の指導のもと、職員によるチームを編成した上で、現場におきまして排水ポンプ操作を行うことを原則と考えております。ただ、ユニックの操作には技能講習が必要となりますので、職員が取得し、操作に習熟するまでの間、業者に委託するという含め、現在、マニュアルの作成の中で検討しているところでございます。その中で、定期点検につきましては職員が訓練を兼ねまして定期的に行っていく予定でございます。

続きまして、入札のことについてお答えさせていただきます。今回の入札につきましては、特殊な車両ということでありまして、本市にポンプ製造業者として登録されておりましたのは2社だけでありました。できる限り広く参加を求めるために、ポンプ製造業者に加えまして車両関係業者も含め、さらに追加申請も受け付けることができる一般競争入札を採用いたしまして、競争性の確保を図ったところでございます。

しかし、結果として入札日の入札参加業者は1社しかございませんでしたので、1社による入札を行いました。一般競争入札であれば入札における競争性が確保されておれば、1社であっても入札を行っても差し支えないという地方財務実務提要进行を参考にし、有効な手続の中で入札を実施しておりますので、御理解賜りたくお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） 再質問ありませんか。

20番 坂本康隆君。

○20番（坂本康隆君）（自席） 今、詳しい御説明を農林部長、総務部長からいただきました。少し私の考えを述べたいと思います。

ポンプ車の管理というんですか、管財課と危機管理課のほうでこの車の管理をしていくと聞いたんですけども、業者を委託したり、マニュアルを作成して職員にいろいろとすることですけども、私は万が一の有事のときに危機管理課あたりで招集したり、情報を収集したり、避難指示したり、漠大な作業の中で、専門的な職員を排水ポンプ車に張りつけていけるかどうか、それだけの職員のゆとりがあるかどうか。

例えば、危機管理課がそれを中心に使用するのであれば、現役の消防団の皆さんの中に免許を持った方、資格を持った方、あるいはOBの方、そして資格をとった職員の方、そういう中で機動隊みたいなグループをつくって、やっていく考えはないのか。そうすると、例えば那賀町のため池に何か起こったときには、那賀町方面隊の消防団、あるいはOB、

そこへ職員、そんなで半日とか1日とか短期間で済む被害と、2日3日4日というように連日連夜かかっていく場合は交代交代でかなりの人数も必要になってくると違うかなと。そんなことで、消防員や関係の方と機動隊とかグループをつくって対応していったら効果的に活用できるのと違うかなとそんなことも如実に考えたけど、お考えはどうか、一遍、部長のほうから。

○議長（西川泰弘君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（自席） 再質問にお答えさせていただきたいと思います。

危機管理消防課の職員では大変、それでは消防団に委託してはどうかということなんですけれども、消防団員の方については水防団員も兼ねているということでもありますので、消防団員にお願いするという方法もございますが、団員の方は地元での水防活動を中心に従事していただかなければならないということが多いと思いますので、基本は職員が現場でポンプ操作ができるように訓練を重ねていきたいと考えております。ただ、危機管理消防課の職員ということではなくて、全職員の中でチームをつくっていきたいと考えております。

災害の状況や災害の場所によっては、議員おっしゃられますようにいろいろな方法、対応があるかと思っておりますので、柔軟な対応ができるように考えていきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（西川泰弘君） 再々質問ございませんか。

〔坂本議員「なし」という〕

○議長（西川泰弘君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、議案第89号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

それでは議案第89号について採決を行います。

この採決は起立により行います。

お諮りいたします。

議案第89号 財産の取得については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（西川泰弘君） 起立全員であります。

したがって、議案第89号は原案のとおり可決いたしました。

日程第2 議案第 86号 那賀消防組合規約の変更に関する協議について

○議長（西川泰弘君） 続きまして、日程第2、議案第86号 那賀消防組合理約の変更に関する協議についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました議案については、過日の本会議において総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。総務文教常任委員会委員長より、審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長に審査結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長 井沼武彦君。

○16番（井沼武彦君）（登壇） 皆さん、おはようございます。

総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案第86号の1件であります。委員会は、去る6月19日、南別館3階大会議室において、全委員の出席を得て開催し、当局から付託された案件について審査を行いました。慎重審議の結果、特に質疑もなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしく申し上げます。

○議長（西川泰弘君） それでは、ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

これより、ただいま議題となっております議案について、討論を行います。

ただいま議題となっております議案について討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第86号 那賀消防組合理約の変更に関する協議については、委員長の報告は可決とするものです。本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第87号 和歌山県後期高齢者医療広域連合理約の変更に関する協議について

○議長（西川泰弘君） 続きまして、日程第3、議案第87号 和歌山県後期高齢者医療広域連合理約の変更に関する協議についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました議案については、過日の本会議において厚生常任委員会に審査を付託していたものであります。厚生常任委員会委員長より、審査報告書が提出され、

お手元に配付しておりますので、委員長に審査結果の報告を求めます。

厚生常任委員会委員長 寺西健次君。

○11番（寺西健次君）（登壇） 皆さん、おはようございます。

それでは、厚生常任委員会における審査の結果について、御報告いたします。

平成24年6月20日、市役所南別館3階大会議室にて、7名の委員の出席を得て委員会を開催し、平成24年6月13日の本会議において当委員会に付託されました議案第87号 和歌山県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について、審査を行いました。審議の結果、議案第87号については、特に質疑もなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

以上で当委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしくお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） それでは、委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 質疑なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております議案について、討論を行います。

ただいま議題となっております議案については、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第87号 和歌山県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議については、委員長の報告は可決とするものです。本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第85号 紀の川市道路線の認定について

○議長（西川泰弘君） 続きまして、日程第4、議案第85号 紀の川市道路線の認定についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました議案については、過日の本会議において産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。産業建設常任委員会委員長より、審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長に審査結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長 阪中 晃君。

○6番（阪中 晃君）（登壇） 産業建設常任委員会における審査経過並びに結果について、御報告いたします。

当委員会に付託されました案件は議案第85号の1件であります。委員会は去る6月21日、市役所南別館3階大会議室において、全委員の出席を得て開催し、当局から付託された案件について審査を行いました。審査の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しております。

委員会における各委員の質疑の主なものは次のとおりです。

市道として整備するのであれば、紀の海の搬入路だけの目的だけではなく、地元の活性化につながる道路網を整備していくということも合わせてやっていくべきではないかと質したのに対し、事業としては国庫補助も活用して進めていくため、搬入路だけでは採択は難しいと思う。地元の要望を十分取り入れた形の中で計画を進めていきたいとの答弁でした。

また、老人福祉施設が近くにあり、また見事な桜並木があります。それに対する配慮はと質したのに対し、交差点については、なるべく勾配を緩くする計画にしたい。また、景観には十分配慮し、今後、具体的な計画を進めていく中で説明をし、理解を求めていきたいとの答弁でした。

以上が主な質疑です。このほかの議案について、特に質疑はありませんでした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。

○議長（西川泰弘君） それでは、委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 質疑なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております議案について、討論を行います。

ただいま議題となっております議案については、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

それでは採決を行います。

お諮りいたします。

議案第85号 紀の川市道路線の認定については、委員長の報告は可決とするものであります。本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第84号 平成24年度紀の川市一般会計補正予算（第1号）について

○議長（西川泰弘君） 続きまして、日程第5、議案第84号 平成24年度紀の川市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本件についても、過日の本会議においてそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託していたものであります。

各常任委員会委員長より審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長にそれぞれ審査結果の報告を求めます。

はじめに、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

16番 井沼武彦君。

○16番（井沼武彦君）（登壇） では、総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

当委員会に付託されました議案第84号のうち、本委員会の所管部分について、委員会は去る6月19日、南別館3階大会議室において全委員の出席を得て開催し、当局から付託案件について説明を聴取した後、審査を行いました。慎重審議の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

当委員会における質疑の主なものは次のとおりです。

2款総務費、1項総務管理費、19目国民体育大会準備費、7節賃金が増額補正となっているが、現在の人員体制と今後の人員体制について質したのに対し、現在は正職員9名、嘱託職員1名、非常勤職員2名の計12名で、最終的には今後、調査研究を進めていく中で多少増減があると思われるが、24名程度の人員が必要と考えているとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 続いて、厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

11番 寺西健次君。

○11番（寺西健次君）（登壇） それでは、厚生常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

当委員会に付託されました議案第84号 平成24年度紀の川市一般会計補正予算（第1号）についてのうち、本委員会の所管部分については、6月20日、市役所南別館3階大会議室において、7名の委員の出席を得て委員会を開催し、審査をいたしました。慎重審議の結果、議案第84号のうち、当委員会の所管の部分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

当委員会における各委員の質疑の主なものは次のとおりであります。

児童福祉施設費において、現在の保育所の職員体制を質したのに対し、正職員は保育士80名、調理員3名の計83名、臨時職員は保育士83名、調理員26名、用務員等2名の計111名で、正職員と臨時職員を合わせると194名が勤務しているとの答弁でありました。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 続いて、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

6番 阪中 晃君。

○6番（阪中 晃君）（登壇） 産業建設常任委員会における審査の経過並びに結果につ

いて御報告いたします。

当委員会に付託されました議案第84号のうち、本委員会の所管部分について、委員会は去る6月21日、市役所南別館3階大会議室において、全委員の出席を得て開催し、当局から付託された案件について説明を聴取した後、審査を行いました。審査の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しております。

委員会における各委員からの質疑の主なものは次のとおりです。

歳出の6款1項5目 農業経営基盤強化促進対策事業費で、現時点での希望者はと質したのに対し、問い合わせ等希望者が100名となっているとの答弁でした。

また、農地プランの期間とそれを策定するためにはどのくらいの時間がかかるのかと質したのに対し、農地プランの期間は制度上5年間で、策定に係る期間は約3カ月を見込んでいるとの答弁でした。

また、100名近くの希望者の中からこの事業の補助を受けられる新規就農者を選択するのは大変な作業で、受けられなかった人からは不満も出てくるのではと質したのに対し、しっかり精査し、公平性を保てる仕組みにしたい、国からの制度を活用して少しでも紀の川市の農業に取り組んでいくという方を応援し、ぜひともこの補助金を活用していただいて、5年後10年後の農業を担っていただきたいとの答弁でした。

次に、8目食育推進事業費について、野菜フェスタの主体はどこで、また1年限りか、それとも、ずっと続けて開催していくのかと質したのに対し、主催者は「野菜でげんき・和歌山」応援隊で、紀の川市産の農作物を消費者に知ってもらうための幅広いPR活動の一環として行っていきたい。また、来年度ももし開催されるのであれば、可能な限り参加していきたいとの答弁でした。

以上が主な質疑です。このほかの議案について、特に質疑はありませんでした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（西川泰弘君） 以上で、各常任委員会委員長の報告は終了いたしました。

これより質疑を行います。ただいまの各委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

それでは、ただいま議題となっております議案について討論を行います。

ただいま議題となっております議案については、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

それでは採決を行います。

お諮りいたします。

議案第84号 平成24年度紀の川市一般会計補正予算（第1号）については、各委員長の報告は可決とするものあります。本案は各委員長報告のとおり可決することに御異議

ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

日程第6 請願第 2号 子ども・子育て新システム導入に反対し、現行保育制度
の拡充を求める意見書提出を求める請願書

○議長（西川泰弘君） 続きまして、日程第6、請願第2号 子ども・子育て新システム導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求める請願書を議題といたします。

本請願は、平成24年第1回定例会において厚生常任委員会に審査を付託し、継続審議となっていたものであります。

厚生常任委員会委員長より請願審査報告書が提出されており、お手元に配付しておりますので、委員長に審査結果の報告を求めます。厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

11番 寺西健次君。

○11番（寺西健次君）（登壇） それでは、厚生常任委員会に付託された請願についての審査の経過並びに結果について、報告いたします。

当委員会に付託され、平成24年第1回定例会において継続審査となっておりました、請願第2号 子ども・子育て新システム導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求める請願書について、6月20日、市役所南別館3階大会議室において7名の委員の出席を得て委員会を開催し、再度審査を行いました。慎重審議の結果、請願第2号については、賛成多数で現行保育制度の拡充を求める部分についてを採択し、一部採択すべきものと決定しております。

お手元に配付の請願審査報告書をごらんください。

審議の中で、子ども・子育て新システム関連法案すべてが撤回されたわけではないので、このまま採択すべきという意見も出ましたが、国では総合子ども園法案を撤回し、現行保育制度を充実させようという動きもあることから、本請願については現行保育制度の拡充を求める部分のみを採択すべきとの意見が多数でありました。

以上が当委員会における審査の主な内容であります。

以上で審査の報告を終わります。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 厚生常任委員長の報告は終了いたしました。

これより質疑を行います。ただいまの委員長報告に対して、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 質疑なしと認めます。

それでは、ただいま議題となっております請願第2号について討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

請願第2号については、委員長の報告は一部採択となっておりますので、まず一部採択に反対の討論。14番 石井 仁君の発言を許可いたします。

14番 石井 仁君。

○14番（石井 仁君）（登壇） 請願第2号 子ども・子育て新システム導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求める請願書について、一部採択とすることに反対の立場で討論を行います。

本請願は子ども・子育て新システム導入に反対すること、拙速な導入を取りやめることを求めています。一部採択でも「現行の児童福祉法に基づく公的保育制度を堅持し、さらなる拡充を図ること」という部分は採択することになりますが、子ども・子育て新システムの導入をやめてほしいという請願者の意思をあくまでも尊重したいというのが反対の理由です。

子ども・子育て新システムをめぐるのは当初の政府案から、民主党・自民党・公明党の3党の合意により修正案が提出され、衆議院で可決、参議院で審議されることになりました。修正案では、児童福祉法24条の市町村の保育実施義務が書かれ、総合こども園法案は取り下げられて、認定こども園法の改正法案となるなど、保護者や保育関係者が危惧していた内容は部分的には修正されています。

しかし、新システム導入に危惧の声が上がったのは、保育をサービスとしてとらえ、保育を受ける権利から保育を商品化する流れへの危機感からでした。その視点から見ると、修正案でも認定こども園も総合こども園と同様、直接契約のままであり、保護者が保育先を探さなければならないという問題は残っています。

また、保育を受けるためには保護者が市町村に申請し、保育の必要料を市町村から認定を受けるという政府案の仕組みが残っており、利用区分が分けられ、お金がなければ必要な保育が受けられなくなるという問題も残っています。さらに、株式会社の保育への参入も要件を満たせば認可され、金もうけの対象としての保育へと道を開いていくことになり、新システムの問題点は残念ながら残っています。

今後、参議院で審議されるという現時点において、紀の川市議会から現行の保育制度の拡充を求めることに加え、請願書のとおり新システムの導入をやめるべきだという明確な意思表示をすべきであると考え、一部採択に反対するものです。

○議長（西川泰弘君） 続いて、一部採択に賛成の討論の発言を許可いたします。

23番 村垣正造君。

○23番（村垣正造君）（登壇） 私は、請願第2号 子ども・子育て新システム導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求める請願書の一部採択について、賛成の立場で討論をいたします。

請願第2号では、まず、子ども・子育て新システム導入に反対する、また現行の保育制

度を拡充するという2点についての要望であります。

今国会において、自民・公明・民主3党で法案の修正がなされ、先日、衆議院を通過しました。主な内容は、総合こども園は創設せず、現行の認定こども園を拡充する、また子ども・子育て支援関連の財源については内閣府に一元化する一方、制度の思惑は給付の仕組みも含めて、幼稚園、保育所、認定こども園の現行制度を維持することに修正され、また即効性のある待機児童解消策等を実施することに修正されました。このことで、子ども・子育て新システムの導入に反対するという要望については採択する意味はないものと考えます。

また、現行制度を充実、拡充することで請願者の本意は果たされ、また、この後政府へ提出する現行保育制度の拡充を求める意見書の文言に十分反映されているものと考え、請願第2号の一部採択について賛成といたします。

○議長（西川泰弘君） それでは、請願第2号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

お諮りいたします。

請願第2号 子ども・子育て新システム導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求める請願書について、委員長の報告は現行保育制度の拡充を求める部分を採択する一部採択するものであります。本請願は委員長報告のとおり一部採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（西川泰弘君） 起立多数であります。

したがって、請願第2号は一部採択することに決しました。

日程第7 委員会提出議案第2号 現行保育制度の拡充を求める意見書

○議長（西川泰弘君） 続きまして、日程第7、委員会提出議案第2号 現行保育制度の拡充を求める意見書を議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

厚生常任委員会委員長 寺西健次君。

○11番（寺西健次君）（登壇） ただいま、議長から指名がございましたので、委員会提出議案第2号 現行保育制度の拡充を求める意見書の提案理由を説明いたします。

提出者は、厚生常任委員会委員長、寺西でございます。

本議案は、厚生常任委員会として全会一致で提案することと決しましたので、委員会提出議案として提案しています。

提案理由ですが、現在、国においては社会保障と税の一体改革の名のもと、子ども・子育て新システムの導入が議論されておりますが、総合こども園法案が撤回され、先日、認定こども園法改定案が衆議院を通過し、今後、参議院で審議されることになっているなど、

まだまだ子育て家庭や関係者が不安に思う状況であります。

子どもの福祉を守り、保護者が安心して子供を預けられるよう、拙速な保育制度改変より現行保育制度を拡充するよう国に対し強く求めるため、意見書を提出するものであります。

なお、提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、少子化対策担当大臣、文部科学大臣、総務大臣、国家戦略担当大臣、財務大臣です。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） ただいま議題となっております委員会提出議案第2号については、会議規則第37条第2項の規定により、直ちに質疑、討論、採決を行います。

それでは、ただいま提案理由の説明を受けました委員会提出議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 質疑なしと認めます。

それでは質疑を終結いたします。

これより討論を行います。委員会提出議案第2号について討論はありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。

委員会提出議案第2号 現行保育制度の拡充を求める意見書は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第8 公務員倫理の向上と収賄事件再発防止等特別委員会調査報告について

○議長（西川泰弘君） 続きまして、日程第8、公務員倫理の向上と収賄事件再発防止等特別委員会調査報告についてを議題といたします。

本日付で、特別委員会委員長から調査研究を終了したいので、公務員倫理の向上と収賄事件の再発防止等特別委員会調査報告書が提出され、お手元に配付されております。

それでは、委員長に調査結果の報告を求めます。

10番 高田英亮君。

○10番（高田英亮君）（登壇） それでは、公務員倫理の向上と収賄事件再発防止等特

別委員会の調査報告を行います。

公務員倫理の向上と収賄事件再発防止等特別委員会は、紀の川市で発生した収賄事件について検証し、行政事務の適正化を目指し、現状を調査研究するとともに、倫理の向上について市の取り組み状況の調査研究をすることを目的に、平成23年第4回定例会の開会初日、平成23年12月2日に10名の委員で設置されました。

今般、付託を受けました事項につきまして、調査研究を終了いたしましたので、その結果を報告させていただきます。

まず、事件の経緯ですが、昨年10月28日に産業廃棄物最終処分場拡張をめぐる汚職事件で、約30万円相当の海外旅行接待の収賄容疑で堂本元副市長が逮捕されました。その後、堂本元副市長は再逮捕、再々逮捕され、本年1月11日の初公判で起訴事実を認め、3月6日には懲役1年6カ月、追徴金130万円、執行猶予3年の有罪判決を受け、結審となっています。

委員会は昨年12月6日に第1回目を開催し、その後、本年6月13日までの間、合わせて5回、開催しました。その中で、事件の背景となった産業廃棄物処理施設の許認可事務の流れ等について担当部署から説明を聴取し、また今後の綱紀粛正に向け、職員の倫理向上について文書化してはどうかとの提言も行い、その内容についても協議しました。市当局においては、本年4月1日から職員の法令遵守を推進するために監察監を設置し、本委員会の提言を受け、紀の川市職員倫理規則を制定し、それをもとに今後も全職員を対象とした研修を実施するとの報告を受けています。

以上、本委員会の調査研究の概要を説明いたしました。

詳細については、お手元に配付いたしました報告書をごらんいただきたいと思います。

なお、まとめとして報告書3ページに記載のとおりであります。読み上げさせていただきます。

今回発生した収賄事件の判決によると、「紀の川市の産廃処理会社の施設拡張許可に関し、市の意見の取りまとめを職員に急がせたり、意見書のコピーを社長に渡したりする見返りに、海外旅行やゴルフのプレー代金、計約130万円の接待を受けた。」として、堂本元副市長に有罪判決が言い渡された。この産業廃棄物処理施設の許認可事務については、本申請前の事前協議の段階で、各関係部署からの意見の取りまとめにかなりの時間が費やされているが、「法を犯す事実はなかったと判断している。」と執行部の報告もあり、市の意見書、内容への関与はなかったものと判断する。

しかし、今回の事件は、「裁判官が癒着の程度が甚だしく、規範意識が相当鈍麻している。また、継続的で常習的な犯行で、職務の公正を害した。」と判決で述べているとおり、長期間、繰り返し接待を受けており、また特に職員を指導・監督すべき特別職である副市長が起こした事件であることを考えると非常にゆゆしき問題である。市当局は、再発防止に向け、職員倫理の向上及びますますの綱紀粛正を目的に監察監を設置するとともに、職員倫理規則の制定などを行い、再発防止に努めていることは評価するところであるが、先

月の市職員の「賭けボーリング」についての新聞報道にもあらわれているように、最近の世論は議会議員を含め、公務員に対してより厳しい倫理意識を求めていることを認識しなければならない。

今回の堂本元副市長に係る事件についても、新聞報道では検察質問において「ゴルフには、ほかに紀の川市議や県・市の職員らも参加していた。」と指摘されており、市民から疑惑を持たれるような行為には参加した市議会議員、市職員はともに反省すべきであり、今後このようなことのないよう、自分自身を律して市民に信頼される市議会議員、市職員とならなければならない。

最後に、市民の負託を受け、特別職の副市長をはじめ、市当局を監視する立場にある市議会としてこのような不祥事を防げなかったことは、監視機関としての機能を果たせなかったものと反省し、今後は市議会の機能を再認識し、その使命を十分に果たしていかなければならない。

以上、公務員倫理の向上と収賄事件の再発防止等特別委員会の調査報告といたします。

また、報告書をもって、公務員倫理の向上と収賄事件の再発防止等特別委員会に付託されました調査研究は終了したので、公務員倫理の向上と収賄事件の再発防止等特別委員会としては、特別委員会の解散の申し出をいたします。

以上です。

○議長（西川泰弘君） ただいま報告のありました特別委員会調査報告について、質疑はありませんか。

19番 岡田 勉君。

○19番（岡田 勉君）（登壇） 今、特別委員会の委員長から報告がありました。こういう事件について、いろいろお聞きするのも大変心苦しいことがあるんですが、今読み上げていただいたまとめの中で、少しお聞きをしたいことがあります。

要するに、この収賄事件は1ページの事件の経緯というところにも書かれているように、堂本元副市長が事件の経緯では3回にわたって業者から接待を受けたから収賄容疑で逮捕され、有罪判決が出たということなんです。

その中で、今の報告書のまとめの中で書かれています。裁判官も「癒着の程度が甚だしく、継続的で常習的な犯行であった」ということなんです。その中で、まとめの上から18行目です。今回の堂本元副市長にかかわる事件については、新聞報道では検察質問において「ゴルフは他の紀の川市議や県・市の職員らも参加していた。」と指摘されており、「市民から疑惑を持たれるような行為に参加した市議会議員、市職員はともに反省すべきであり、今後このようなことのないよう自分自身を律して市民に信頼される市議会議員、市職員とならなければならない。」とまとめの中で書かれています。この新聞報道に信憑性があるということでこういうことを書かれたと思うんですけども、ゴルフに参加してたほかの紀の川市議や県・市の職員ということなんやけども、こういう方たちは接待ということじゃなくて、みずから参加したのかどうか。

しかし、ゴルフ自体はだれかから誘われなくてこういうことが行われるというか、知らないと思うんです。その日に行くということは。だれからこういうことを聞いて参加したのか。もし、業者の方から聞いて参加しておれば、これはみずからのお金で行ったのか、それとも業者の方にお金を出してもらったのか。出してもらったら、これは接待です。その点、どのように調査されたのかということなんですけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（西川泰弘君） 特別委員会の統一の見解をいただきたいと思いますので、少しの間、休憩いたします。

（休憩 午前10時43分）

（再開 午前11時14分）

○議長（西川泰弘君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を続けます。

先ほどの岡田議員に対する調査特別委員会の統一見解を求めます。

10番 高田英亮君

○10番（高田英亮君）（登壇） それでは、岡田議員の質問にお答えいたします。特別委員会の一致した意見として答弁をさせていただきます。

岡田議員が質問された事項については、本特別委員会としては権限がないため、調査できませんでした。

以上です。

○議長（西川泰弘君） ほかにございませんか。

〔「なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） ないようですので、質疑を終結いたします。

先ほど、委員長から申し出がありましたが、ただいまの委員会報告をもって公務員倫理の向上と収賄事件の再発防止等特別委員会に付託していました調査研究が終了いたしましたので、本日をもって委員長から申し出のとおり、当特別委員会を解散することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって当委員会は本報告をもって解散することに決しました。

高田委員長をはじめ、公務員倫理の向上と収賄事件再発防止等特別委員会の皆さんには御苦労さまでした。

本報告にもありましたが、執行部には失われた市民の信頼を回復するため、全力で取り組むようお願いするとともに、私たち市議会もその使命を果たすべく努力を重ねていきたいと思っております。

日程第9 議員派遣の件について

○議長（西川泰弘君） 続きまして、日程第9、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣の件については、会議規則第159条の規定により、お手元に配付のとおり、議員派遣を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付のとおり、議員派遣をすることに決しました。

日程第10 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○議長（西川泰弘君） 続いて、日程第10、閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長及び各常任委員長からそれぞれ会議規則第104条の規定により、お手元に配付の写しのとおり、閉会中も審査及び調査を継続いたしたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も審査及び調査を継続することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も審査及び調査を継続することに決しました。

○議長（西川泰弘君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました案件はすべて終了いたしました。

それでは、市長から閉会に当たって発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（登壇） 6月議会最終に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

梅雨時の梅雨が続いております。また、台風4号5号等の心配もございましたが、当地方ではかなりの雨が降りましたが、大した害もなく、間もなく梅雨も明き、真夏の猛暑になってくるんじゃないかと思われま。

定例議会に提案をさせていただきました案件につきましては十分御審議をいただき、また各委員会では熱心に御協議をいただき、提案させていただいた部分につきましては御承認を賜り、まことにありがとうございました。

先ほどからもいろいろと議題になっておりましたけれども、職員の倫理更生、またお互い公務員として十分綱紀肅正等々に自分自身も、また職員一同も紀の川市発展のために一生懸命に頑張っていかなければならんという心を新たにしているところでございます。

どうか、これから暑くなってくると思いますけれども、今後とも紀の川市の発展のために各位には健康に十分留意されて、御協力のほうよろしくお願い申し上げまして、6月議会閉会の御礼のごあいさつとさせていただきます。

御苦労さまでございました。

○議長（西川泰弘君） 私からも、第2回紀の川市議会定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

去る6月1日に開会し、本日まで28日間にわたり慎重審議を賜り、また議会運営につきましても御協力をいただき、まことにありがとうございました。

ことしは昨年にも増して節電が呼びかけられています。

議員各位には、本格的な夏に向けて一人一人ができることを実行し、暑さを乗り越え、ますます議員活動に精進していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の日程はすべて終了いたしました。

会議を閉じます。

それでは、これをもちまして平成24年6月1日召集の平成24年第2回紀の川市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

（閉会 午前11時20分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

紀の川市議会議長

同 署名議員

同 署名議員

同 署名議員